

分譲マンションアドバイザー派遣制度

以下のようなお困りごとには、

分譲マンションアドバイザー（マンション管理士）を派遣します

管理組合の運営・管理規約について

- 総会・理事会が適切に開催されていない
- 管理規約を作りたい又は見直したい



長期修繕計画・大規模修繕工事について

- 長期修繕計画を作りたい又は見直したい
- 大規模修繕工事の実施に向けて修繕積立金を見直したい



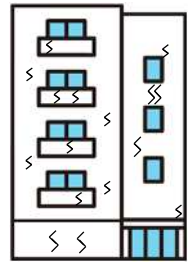
管理計画の認定について

- 管理計画認定の申請の準備をしたい
- 管理計画の認定基準に適合しないところを改善したい



マンションの再生について

- 建替えの合意形成の進め方が分からない
- 敷地売却の合意形成の進め方が分からない



申請方法

- 派遣対象は、市内のマンション管理組合の管理者や理事、各委員等の区分所有者です。
- 派遣申請書は、HP又はさいたま市電子申請・届出サービス（右記QRコード）にございます。
- 提出方法は、メール又はさいたま市電子申請・届出サービス、窓口、FAXのいずれかになります。
- 下記の注意事項を必ずご確認ください。



さいたま市
電子申請・
届出サービス

注意事項

- 派遣費用は無料です（会場費・資料作成費用等については申請者の負担になります）。
- 同一年度内で派遣できる回数は2回までです。
- アドバイザーとの日程調整に時間が必要となりますので、派遣希望日から30日以上前に申請してください。
- 分譲マンションアドバイザーの派遣は2月までに実施してください。
- 申請書の受付は1月または予算がなくなり次第終了となりますのでご注意ください。
- 係争中の事案は本制度の利用対象外となります。

お問い合わせ

さいたま市 建設局 建築行政部 住宅政策課 マンション管理支援係

住所: さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL: 048-829-1518 FAX: 048-829-1982

Mail: jyuutaku-seisaku@city.saitama.lg.jp

詳しい制度概要や
申請書については、
(右記QRコード)
をご覧ください

